

浄化槽法施行細則

昭和 60 年 10 月 1 日

規則第 102 号

大阪市浄化槽法施行細則を公布する。

大阪市浄化槽法施行細則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

(委任)

第 2 条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定による届出を受け付けること。ただし、特定行政庁の事務に係るものを除く。
- (2) 法第 5 条第 2 項の規定により設置等の届出をした者に対し、必要な勧告を行うこと
- (3) 法第 5 条第 4 項ただし書の規定による通知を行うこと。ただし、特定行政庁の事務に係るものを除く。
- (4) 法第 7 条第 2 項の規定による報告を受け付けること
- (5) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定により水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言を行うこと
- (6) 法第 7 条の 2 第 2 項の規定により水質に関する検査を受けるべき旨の勧告を行うこと
- (7) 法第 7 条の 2 第 3 項の規定により水質に関する検査を受けるべき旨の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること
- (8) 法第 10 条の 2 の規定による報告書を受け付けること
- (9) 法第 11 条第 2 項の規定により準用される法第 7 条第 2 項の規定による報告を受け付けること
- (10) 法第 11 条の 2 の規定による届出を受け付けること
- (11) 法第 12 条第 1 項の規定により浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告を行うこと
- (12) 法第 12 条第 2 項の規定により浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は浄化槽の使用の停止を命ずること
- (13) 法第 12 条の 2 第 1 項の規定により水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言を行うこと
- (14) 法第 12 条の 2 第 2 項の規定により水質に関する検査を受けるべき旨の勧告を行うこと

(15) 法第 12 条の 2 第 3 項の規定により水質に関する検査を受けるべき旨の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること

(16) 法第 53 条第 1 項の規定により浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告を求めること

(17) 法第 53 条第 2 項の規定により職員に浄化槽のある土地等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長が同項第 16 号及び第 17 号に掲げる事務を行うことができる。

第 3 条 削除

第 2 章 浄化槽の設置等

(設置の届出)

第 4 条 法第 5 条第 1 項の規定により浄化槽を設置しようとする者は、工事に着手しようとする日の 21 日(法第 13 条の規定による型式の認定を受けた浄化槽にあっては 10 日)前までに浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和 60 年厚生省令・建設省令第 1 号。以下「省令」という。)別記様式第 1 号による届出書を保健所長及び特定行政庁に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 敷地境界及び浄化槽の設置場所(放流先までの配管の敷設状況を含む。)を明記した建物の配置図

(2) 浄化槽の構造及び型式を明らかにした図面(省令第 3 条第 2 項に規定する浄化槽にあっては、同項に規定する書類)

(3) その他保健所長及び特定行政庁が必要と認める書類

(構造等の変更の届出)

第 5 条 法第 5 条第 1 項の規定により浄化槽の構造又は規模の変更をしようとする者は、工事に着手しようとする日の 21 日(法第 13 条の規定による型式の認定を受けた浄化槽にあっては 10 日)前までに省令別記様式第 2 号による届出書を保健所長及び特定行政庁に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、変更後の構造又は規模を明らかにする書類を添付しなければならない。

(使用開始の報告)

第 6 条 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日から 30 日以内に、第 1 号様式による報告書を保健所長に提出しなければならない。

2 処理対象人員が 501 人以上の浄化槽の浄化槽管理者は、前項の報告書に技術管理者の氏名を記載するとともに、当該技術管理者が技術管理者の資格を有することを明らかにする書類を添付しなければならない。

(技術管理者の変更の報告)

第 7 条 前条第 2 項の浄化槽管理者は、技術管理者を変更したときは、変更の日から 30 日以内に第 2 号様式による報告書を保健所長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、変更後の技術管理者が技術管理者の資格を有することを明らかにする書類を添付しなければならない。

(浄化槽管理者の変更の報告)

第 8 条 浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から 30 日以内に第 3 号様式による報告書を保健所長に提出しなければならない。

第 9 条 削除

第 3 章 浄化槽清掃業の許可等

(許可の申請)

第 10 条 法第 35 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、第 5 号様式による申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和 59 年厚生省令第 17 号)第 10 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 従業員名簿
- (2) 浄化槽の清掃に使用する器材の名称及び数量を記載した書類
- (3) 汚でい等の処分方法を記載した書類
- (4) 市内営業所及び主たる事務所の付近見取図
- (5) 浄化槽清掃料金表
- (6) その他市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第 11 条 浄化槽清掃業者は、前条第 1 項の申請書又は同条第 2 項の添付書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から 30 日以内に第 6 号様式による届出書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽易な変更については、この限りでない。

2 前項の届出書には、変更の事実を明らかにする書類を添付しなければならない。

(許可証の交付)

第 12 条 市長は、法第 35 条第 1 項の規定による許可をしたときは、第 7 号様式による許可証を交付する。

(廃止等の届出)

第 13 条 浄化槽清掃業者が、法第 38 条各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、その事実が生じた日から 30 日以内に第 8 号様式による届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前条の規定による浄化槽清掃業の許可証

(2) 法第 38 条第 1 号から第 4 号までに掲げる場合にあつては、その事実を明らかにする書類

3 浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃業の業務を休止したときは、休止した日から 30 日以内に第 8 号様式による届出書を市長に提出しなければならない。

4 浄化槽清掃業者は、休止していた浄化槽清掃業の業務を再開しようとするときは、再開しようとする日の 10 日前までに第 8 号様式による届出書を市長に提出しなければならない。

(許可証の返納及び再交付)

第 14 条 浄化槽清掃業者は、法第 35 条第 1 項の許可が取り消され、又は失効したときは、その日から 10 日以内に当該許可証を市長に返納しなければならない。

2 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、滅失し、き損し、又は汚損したときは、直ちに第 9 号様式による申請書を市長に提出して、許可証の再交付を受けなければならない。

3 浄化槽清掃業者は、許可証の再交付を受けた後、紛失した許可証を発見したときは、直ちに発見した許可証を市長に返納しなければならない。

(清掃実施の届出)

第 15 条 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を実施しようとするときは、実施しようとする日の 10 日前までに第 10 号様式による届出書を保健所長に提出しなければならない。

第 4 章 雑則

(施行の細目)

第 16 条 この細則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 4 月 1 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日規則第 86 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市浄化槽法施行細則に定める様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市浄化槽法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則(平成 12 年 12 月 28 日規則第 170 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 1 日規則第 83 号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 27 日規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。